

令和3年度北海道障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部会議 議事録

日 時 令和3年10月25日(月)

11:00～11:55

場 所 知事会議室

1 開会

(保健福祉部長)

定刻となりましたので、ただいまから「令和3年度 北海道障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部会議」を開会いたします。

私は、本日の進行を務めさせていただきます、保健福祉部の三瓶と申します。よろしくお願ひいたします。

まず会議の開催に先立ちまして、本部長であります、知事からごあいさつを申し上げます。

2 知事挨拶

(知事)

北海道知事の鈴木でございます。本日は学識経験者の皆様、お忙しい中、御出席をいただきましたことに感謝を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に関しましては、皆様の大変な御理解と御協力によりまして、先月末をもって緊急事態宣言が解除されました。このことにつきましても心から感謝を申し上げます。

本日は、書面での開催ではなく、こうして皆様とお会いをして、直接お話をお伺いできるということをととても嬉しく思います。

道では、「北海道障がい者条例」をはじめ、「意思疎通支援条例」や「手話言語条例」などに基づき各般の施策を進めております。「障害者差別解消法」に定めます、障がいを理由とした不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供など、「障害のある人もない人も共に生きる社会をつくることを目指す」という、理念の普及に取り組んできたところでございます。

本年6月には、「障害者差別解消法」が改正をされ、民間企業にも合理的配慮の提供が義務付けられることとなったこのことを踏まえまして、3年以内の施行に向けては、こうした改正内容を含め、法の趣旨について、今一度広く周知する取組が必要であるというふうに考えています。

本日の会議におきましては、「今求められる障がい者が暮らしやすい地域づくり」をテーマに、限られた時間でありませけれども、学識経験者の皆様には、それぞれのお立場から忌憚のない御意見を頂戴できればというふうに考えています。

道としては「障がいのある方々が当たり前で暮らせる地域は誰にとっても暮らしやすい地域である」という、「北海道障がい者条例」の基本方針のもと、多様な価値観を尊重し合う社会の実現に向けた取組を更に推進して参りたいというふうに考えておりますので、引き続き、皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

(保健福祉部長)

次に、有識者の本部員の皆様方からの御意見をお伺いする前に、障がいのある方の権利に関する取組につきまして、確認をしておきたいと考えてございます。

まず、差別解消法に関する道の取組状況等につきまして、事務局から御説明をさせていただきます。

3 意見交換

テーマ「今求められる障がい者が暮らしやすい地域づくりについて」

資料1に基づき、遠藤障がい者保健福祉課長から説明

(障がい者保健福祉課長)

障がい者保健福祉課の遠藤でございます。お手元の資料1を御覧ください。

まず、1の法の概要についてであります。この法律は、「障害者権利条約」の批准に向けた国内法の整備の一環として、「障害者基本法」第4条の「差別の禁止」の基本原則を具体化したものでございます。

全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、平成25年6月に制定、28年4月に施行されたところでございます。

(2)にありますとおり、本年6月に改正法が公布され、3年以内に施行されることとなっております。主な内容としては、1つ目、国と地方公共団体の連携協力の責務の義務化、2つ目、民間事業者の合理的配慮の提供の義務化、3つ目、障がいを理由とする差別を解消するための支援措置の強化、となっております。

この法律では、(3)の内容にあるとおり、「差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」の2つを柱として、その実施を国や地方公共団体等の義務といたしまして、差別の禁止については、民間事業者に対しても義務付けているところでございますが、民間事業者の「合理的配慮の提供」については、「努力義務」であったものが、先ほど御説明したとおり、3年以内に「義務化」されることとなっております。

次に、2頁の「2 道の取組状況」でございますが、アの「職員対応要領の策定」については、私ども道庁全体として、障がいのある方へのよりよい対応ができるよう、平成27年12月にサポートブックを作成し、説明会や研修を開催するなどして、職員に周知を図っております。

また、道職員の理解促進として、職場研修や新規採用職員研修等を実施しているところでございます。

次に、イの「相談・紛争防止等の体制整備並びに障害者差別解消支援地域協議会の設置」についてでございますが、14の圏域毎に設置している地域づくり委員会で相談対応を行うとともに、法律に基づく「障害者差別解消支援地域協議会」として、個別案件について協議・あっせん等を行う体制を整えているところでございます。

次に、ウの「北海道障がい者差別解消推進連絡会議の開催」についてでございますが、障がいのある方への差別の解消をオール北海道で進めるため、平成28年3月に、国や市町村を含めた関係行政機関で構成する協議会を設置し、道内における実態把握と情報交換を行ってきたところでございます。

エの「啓発活動の推進」についてでございますが、市町村を対象に説明会を実施するほか、法の趣旨を道民の皆様にご覧いただくためのフォーラムをこれまでに17回、14の市と町で開催してきたところでございます。

また、障がいのある方の権利擁護や差別解消法の啓発用パンフレット、ポスターの作成、配付、啓発パネルやDVDの貸出し、地域FMなどを活用した広報活動、教育庁と連携した小中学校向けの教材の作成など、様々な方法で普及啓発を行ってきたところでございます。

最後になりますが、オの「市町村における取組の推進」については、市町村に対し、職員対応要領の策定や協議会の設置を促進してきたところでございます。

私からは以上でございます。

(保健福祉部長)

ただいまの保健福祉部からの説明につきまして、何か御質問等がございますでしょうか。

(意見なし)

それでは意見交換に入りたいと思います。

「今求められる障がい者が暮らしやすい地域づくりについて」、これをテーマに学識経験者の本部

員の皆様方から、現状や課題について御意見を伺えればというふうに考えてございます。

それではまず、大久保様よりお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○大久保本部長発言

大久保と申します。よろしくお願ひします。

私は札幌市中央区で社会福祉法人あむという、障がいをお持ちのお子さんや大人の方の地域支援を行っている事業所の者です。同時に、昨年の4月から札幌学院大学で、社会福祉士の行政過程で学生の指導に当たっております。

私の方から、大きくは、三つ四つぐらいお話したいと思っています。

一つが、差別解消法ができて、合理的配慮という難しい言葉ですけども、これはもう随分知れ渡ってきてるなという印象はあります。例えば、私がいる大学でも、学生の方から自分で障がいあることは明らかにして、例えば精神障がいとか発達障がいとか、身体障がい、聴覚障がい、視覚障がい、様々いらっしゃるんですけども、学生たちが、自らその障がいを、皆さんではないけれども、ある関係者には明らかにして、それをサポートするという体制がずいぶんできていますので、それはすごくよかったなというふうに思います。

ただ一方、例えば私は現場では相談員をしていますけれど、ちょうど来年の春に入学する、神経性難病の気管切開をしている女の子がいるんですが、その子は3歳上のお姉ちゃんがすぐ近くの学校に通っているんですけども、そこに入学できるかどうか非常に話し合いが続いています。どうしてかと言いますと、気管切開しているものですから、医療的なケアが必要なわけですね。そうしますと、その子は頭は特に障がいはないんですけども、寝たきりで気管切開って医療行為が必要なものですから、それを学校でできるかどうかということですね。もちろん学校もはなから駄目だという訳ではないんですけども、いわゆる合理的配慮っていうのは過剰な負担がない範囲でやりなさい、というふうなことになってですね、過剰な負担はどこまでなんだっていうのが、非常に難しいですよね。予算の問題とか人員の問題とかいろんなことがあると思うので。

具体的には、その子であれば看護師さんが常時ついていてくれて介護する人がいれば、彼女は学校に行けるんですね。すぐ近くの学校で。でもそれができるかどうか非常に難しいとは思っています。ただ、だめではなくてどうやったらできるかという話し合いを続けるということが、とても大事なことかなと思っています。だから、合理的配慮という言葉が随分進んできましたけども、その内実を作るために、きちんとその当事者も、行政の方も関係者も話し合うということが大事かなと1つ思っています。

二つ目は、この間、共生社会に向けて随分国の方も動いてきていると思いますので、例えばその重層的支援体制整備事業という長い名前の事業がありまして、それは領域にこだわらないでいろいろな方たちを地域で支えていこうという仕組みを作ろうというふうに国は動き始めています。とても大事だと思うのですが、これは市町村が任意で手を挙げてやりなさいってことで、手を挙げない限りは進まないということになっています。

例えば、これもまた私が相談員で関わっている、60代の女性の方がいらっしゃるんですけども、鬱病と重い腰痛を抱えていらっしゃるんですね。それで、ヘルパーさんが入って、家事を手伝っていただくんですが、彼女はお部屋の掃除のほかにやって欲しいことがとてもありまして、それは室外にある自転車の空気を入れて欲しいんですよ。なぜかという、その自転車は彼女が不自由な身体を使って買い物に行く時に、どうしても必要だって彼女はおっしゃっているものなんですね。でも、自転車のタイヤの空気を入れることは、ヘルパーの仕事に入らないんですよ。それはしてはいけないっていうふうになっていまして、日常の家事以外になるということで、それはしては駄目だというふうになっています。

それはそれで、税金を使って家事援助をしますんで、家政婦さんではないっていう理解は正しいと思うのですが、ただ当の本人にしますと、とても重要なタイヤの空気なんですね。そこは周りの人が

助ければいいんじゃないかって話にもなるのですけれども、本当に細かいところで、この制度が届かないところもまだまだたくさんありますので、重層的体制整備事業みたいなものが、きちんと市町村が手を挙げて考えていただきたい。そのために、北海道でもぜひバックアップしていただければありがたいかなと思います。

調べますと、当別町と苫小牧市がこの事業に取り組んでいらっしゃったようですけれども、他の市町村も、ぜひやっていただければいいかなというふうに思っていました。

三つ目が、ケアラーという言葉が最近随分言われるようになってきたと思います。道新の中でも随分取り上げられていますし、北海道でも随分論議されていると思います。

追加でお配りした資料を見ていただきたいのですが、この「ななかま井」っていう、織り込んだものが現物はこんな色をしているのですけれども。これは、日付を見ていただくと、2001年の4月に出ているものです。これは何かと言いますと、1枚開いていただきますと、真ん中あたりに「2 どんな会なのかな？」というふうに書いています。これを読ませていただきますと、『腹立つこともいっぱいある 不安なこともいっぱいある 嫌なこともいっぱいある 時には泣きたいときもある けど「かわいそうに。」も「がんばってるね。」も「面倒かけてごめんね。」も ほしいのはそんな言葉じゃなくて ほんとはただわかってほしいだけなのに。』

この「きょうだい」っていうのは、障がいのある子どもの、障がいのないきょうだいのことを指して、性別問わないので、ひらがなで「きょうだい」だっているふうになってます。

「きょうだいでいることが嫌なわけじゃなくて 無理しているわけじゃなくて、楽しいことだってあるし 障害のあるきょうだいのことを大好きなのは当たり前だってこと いじめちゃうこともあるし、あいつのせいだって怒ったり、人に隠したりもしちゃうけど、それでもなんでも良いきょうだいでもなくとも こどもだからわからないだろうって仲間はずれにしないで 家族の一員であることを認めてほしいと思っていること 簡単なことのはずなのに わかってもらうのはずいぶん難しいと大人になってわかりました。」っていうのが入ってます。

一番最後を見ますと、奥野さんと白鳥さんという方が作り始めたんですね。20年前です。これはどちらも北海道の方たちなんですね。この方たちが、数をどんどん続けていくんですが、お配りした資料に、「きょうだい」という本があります。これが現物なんですけど。これは、10年前の本なんですよ。「ななかま井」できょうだいたちが声を上げたのが20年前で、本になったのが10年前なんですね。つまりケアラーって、この頃から随分問題にはなっているわけです。ですから、古くて新しい課題だということをご分かっていただきたいし、多くの家族やきょうだいたちが、いろいろなことで声を上げていると思います。

最近では、これは違う本なんですけれども、「静かな変革者たち」って本で、これは精神障がいの御両親を持っている子どもたちが書いた本なんです。その子どもたちがどんな子ども期を育ってきたか。書いている皆さんが、実は精神障がい領域の看護師さんとか、ワーカーなんです。今、支援者でもあるんですね。支援者でもあるけれども、実は自分の家族は、お父さんお母さんが精神障がいであったということで、いろいろな声を上げてまして。そういう意味でいいますと、こんなふうに障がいを持っている当事者以外の家族にも、ちゃんと焦点は当たるようになったというのは非常によかったなと。これは多分差別解消法の力もあるかなと思うんですけれども、そこはもちろん障がいをお持ちの方本人に対するアプローチも大事ですけれども、やっぱり家族の方もぜひ視野に入れて考えていきたいなというふうに思います。

あと最後に1点だけ。この本部会議が、全道の集約の場なのかなと思いますけども、日常的には各振興局にあります地域づくり委員会がどのぐらいやられているかということも重要だと思うんですね。コロナの影響もあると思うんですけれども、地域づくり委員会がそんなに開かれていないというふう聞いています。私、自立支援協議会の方にもおりましたので報告を受けましたけども、やっぱりこの地域づくり委員会できちんと論議されていくってことが、これからも大事なかなというふうに思っています。以上です。ありがとうございました。

(保健福祉部長)

ありがとうございました。続きまして北澤様、よろしくお願いいたします。

○北澤委員発言

弁護士をします北澤と申します。私は、札幌弁護士会というところの高齢者・障害者委員会に所属しております。北海道弁護士会連合会というところの障害者・高齢者支援委員会にも所属しております。その中で、私は弁護士という業務をしていて感じるのと、そうでないことが二つあるのですけれども、まず、今回のテーマである、「今求められる障がい者が暮らしやすい地域づくり」をしていこうというところで、特に気をつけなければならないポイントっていうのはいろいろあるかと思うのですけれども、私なりに考えたポイントが三つございます。

一つは、障がいの特性に応じた配慮ですね。障がい者って一律じゃなくて、特性に応じて、もっと言うと、同じ障がいであっても個人によって変わってきておりますけれども、個に応じた配慮っていうのが重要なのかなというところです。

二つ目は、支援者がいらっしゃるんですけども、支援者への支援っていうのも必要なのかなと思っております。

三つ目として、社会の理解なのかなというふうに思っています。

こういうふうに三つのことが大事だと思ったのは、いろいろな事例等があつてなんですけれども、まず一つ目の障がいの特性に応じた配慮というところなんですけれども、一つ障がい者に関する方の裁判が行われました。その中で、障がい者の方の就労継続支援事業所っていう、障害者総合支援法に基づく福祉サービスというのがあります。この事業所は具体的に言うと、障がいのある方に、就労の機会を提供したり、その他、仕事とか活動を通じて、知識や能力の向上を目的とする場であります。障がいの特性等に応じて、A型事業所、B型事業所というのがあります。A型では、雇用契約という契約を結んで、働いて給料ももらえるということになります。

そこのとある事業所が、事業所を閉鎖しなければならないということで、障がいのある利用者さんを解雇しました。それで、その解雇が不当であるということで、裁判が行われたのですけれども、解雇自体はしょうがないねという話だったのですが、その解雇に至る手続きの正当性が問題があるということになりました。

要するに裁判所が言ったのは、障がいの特性に応じた配慮をしていないということが、僕は重要だったと思うんです。もう少し具体的に言うと、障がい者が理解できるような説明をまずしなさいと、こういう理由で、会社は辞めざるを得なくなりましたと。なので、辞めてもらうしかないんです、ということの説明が配慮に応じてなかったとかですね、その後の再就職先の支援が十分じゃなかったということを裁判所が認めています。

これはどういうことかというところ、そこで働いていた方は、精神障がいの方が多かったんですけど、会社閉鎖します、終わりです、っていうような説明で、すごく精神的にショックを受けてしまって、病気が悪化してしまった方とかもいらっしゃったので、その配慮があればそういった症状が出なかったんじゃないかということがありました。要するに、裁判所も非常に障がいの特性に応じた配慮っていうのが重要なのかなというふうに考えています。

次に、支援者への支援とか社会の理解っていうところなんですけれども、これは最近のコロナ禍の状況によつての事例をもとに思いました。コロナ禍に応じて、障がいのある方が入通院をするときに、だいたいヘルパーさんと一緒に行ったりするんですけど、それはもちろん病院の都合もあるんでしょうけれど、同行者の方の立入を拒否されてしまうことがあつたと。それで、同行者が必要な方、特に私が聞いたのは、意思疎通が十分にできない、自分の症状をお伝えできないという方が、ヘルパーさんにはできるんだけど、一般の人には難しいということで、入院に当たってそういう意思疎通ができなくて、本人が混乱してしまったということとかですね。

あとは、ワクチン接種ですね。高齢者の方は先にやってもらったのですが、障がいのある方はそういうことはなくて、年齢に応じた、皆さんと同じような順番、申込みがあったんですけども、なかなか障がいのある方が、電話をとって、自分で何回も電話をして申込みするのは難しいと。そうすると、どうしても家族や支援者の方が行く。家族であれば1人とか2人なんですけども、支援者は、何人、十人以上とか担当しているので、そうするとその方一人一人のために電話で何時間もかけてやるっていうのは、他の業務が追い付かなくなってしまうたり、どうしてもワクチンを打てる機会が後回しになってしまうというところがあったので、何かこう対策等あればよかったんじゃないかなという意見もありました。

あと、今回差別解消法っていうところもあるんですけども、その辺を踏まえて話もさせてもらうと、役所、区役所とかに障がいのある方が行くと、さっき言ったようにヘルパーさんが同行することが多々あります。その時に窓口の方の対応は、親切にしてくれることが多いって聞くんですけども、話す相手が本人じゃなくて、支援者に向かって話しているというところがあるようです。その方が、もちろん話が早かったり時間もかからなかったりというところがあるんですけども、やはり本人からすると、自分のことなのになんで自分に言ってくれないんだろうとか、もう少しわかりやすい言葉で言ってくればわかるのっていうところがあるので、その辺も少し進んでいけばいいなという声もありました。

あとは、車椅子の方なんですけれど、やはりまだ公共交通機関で、車椅子だと事前に予約をしていないと乗れないというところもあるようです。大分改善はされてきていると思うんですけども、その辺ももっと改善されていくといいのかなと思いました。

あともう一つですね。障がいのある方が生きづらさを抱えている部分にはいろいろな部分があると思うんですけども、一つの点として、注目をされてしまうことが多いというところがあるんですね。例えば地下鉄に乗っていて、本人は知的障がいとか精神障がいのある方なんですけども、地下鉄に乗っていて、自分の落ち着くような行動をした時に、他の人には特異な目で見られてしまって、注目を浴びてしまうことがあると。そうすると、見られてしまっている事によって、余計混乱してしまったりとか、そういう心を落ち着かせる行動をしなければならないこともあるということもあるので、社会の理解や障がいの特性の理解が進めば、別にその特異な目を見る必要もなく、そうなんだねと受け止めることもあるのかなというふうに思いました。

そういったいろいろな個別事象から、最初に私は申し上げた3点も重要なのかなというふうに思った次第です。

最後に、コロナとか先般あった大きな地震とか、そういう緊急事態においても、障がいのある方に配慮した対応策、施策等があると、障がいの方も少しでも安心して生活ができるんじゃないかなというふうに思いました。私からは以上です。

(保健福祉部長)

ありがとうございました。続きまして、鈴木様からよろしく願いいたします。

○鈴木委員発言

はい。皆さん聞こえるでしょうか。本日は遠隔での参加となります。知事を始めまして皆様方、臨席をできませんで申し訳ございません。よろしく願いいたします。

私からは、今大学の教員ですのでその立場とあともう一つ、家族に障がいを持っている人間がいますので、家族の立場というところを二つの立場から、大きく三つのことについてお話をさせていただくとともに、最後に、道の方に少しお願いと言いますか、エールと言いますか、それをお伝えして終わりにしたいと思います。

まず、大学教員の立場からということでお話をしますと、先ほども大久保様からもお話がありましたように、我々の大学でも、今年の9月に障がいをお持ちの学生の方の支援に関する規定というのが

制定をされました。それに基づいて、相談体制の構築、あるいは支援計画の策定といったようなものが少しずつ進められていますし、もともとはそういうふうな障がいをお持ちの学生さんへの対応というのは、学科単位だったりとか、学部単位だったんですけれども、大学としてしっかりと取組みを位置付けていく、というところがありますし、そのような動きというのは、他の大学は僕はわかりませんが、他の大学にも波及をしていくのではないかと、というふうに思っているところです。

ただ、そのような中で一つあるのが、先ほども合理的な配慮というふうな言葉がありましたけれども、我々のような医療系の大学ですと、資格の取得というふうなところがやはりマスト事項になってくるのですが、そのために必要な学習の方法と、あとは、個々人の学生の方が望まれる学習形態というふうなものをどう折り合わせていくのか、というところがまだまだ課題なのかなというふうに思っております。

二点目に移りたいと思います。ここからは家族が障がいがあるというふうな立場からの話になるのですが、一つは、聴覚障がいに関係することです。コロナの感染禍によって、聴覚障がい、聾の方も含めて、中途失聴の方、難聴の方々、多く御苦労されているというふうな話を伺っています。実は自分がそういう状況にありますし、僕自身が実は手帳とかそういう対象ではないですけど、今55歳ですけど今年補聴器を買いました。本格的なやつ。マスクをされているので、実は非常に全員の方々の声が聞き取りづらいというふうな状況があります。

聞き取りにくい方が、どういう対応をとるのかということで、勇気を持って言ってください、というふうにいわれる聞こえる方々からは言われるのですが、それが実は相当なハードルがあるんじゃないかな。多分言うことがあっても、何回も繰り返しているうちに、それはもう面倒くさくなっていくんじゃないかなというふうに思うんですね。結果としてどうするかというと、やり過ぎていくところが出てくるんじゃないかと。それが一番自分では心配です。

そういう意味で、聞こえづらいというふうなことを意思表示するというのも大事なんですけども、そういうところも含めて、お察ししますよ、というふうないわゆる受け手側の方のマークといえますか、今いろいろ自己表示をするマークやバッジがありますけれども、そういうもので、お互いの意思疎通が取れるようなものがあると、少し安心なのかなというふうに思っています。

この会議にあります、暮らしやすいというふうなことをもう少し平たく考えてみますと、自分の場合だと心配が少ないとか、あるいはそういう場面になった時にドキドキしないとか、緊張しないということがあるのかなというふうに思うわけですよ。そういう意味で、一つずつ、そういうような小さな事といえますか、やっていかなければいけないかなというふうに思っています。

今日、こういうふうにオンラインで参加をしていて、学生の方にもオンラインになって良かったことや悪かったことを聞くんですけども、悪かったことは疲れるということと、腰痛になりやすいということ。良かったことは質問はしやすい、あるいは聞き取りやすいということがあります。

実は自分は今、ヘッドフォンつけているんですけど、マイクのボリュームをかなり上げています。ただ、それを上げたとしても、残念ながらマスクの中で、皆様方の中で聞き取りづらい声、早くお話しすることで理解ができないことというのがありますけれども、途中で、チャットでもう一度ゆっくり話してくださいということをお願いすることは、この場のことを考えるとできない状況にあったということです。ですので、やっぱり一つずつ、やはりその情報を発するのは、受け取る側もそうですけど、発する側にもやはり、そういうようなところを考えていく必要がこれから更にあるのかなというふうに思っております。

それと、3番目です。実は自分の妻が今年手術をして、オストメイト、人工肛門の手術をしました。それまでは自分自身、言葉は当然知っていますけれども、自分には遠い世界だと思っていたんですけど、家族がそういうふうになって、そして家族がいろいろ同じ障がいを持つ方と話されるのを聞いていて思うことがありましたので、二つ、そのこととお話します。

目に見える障がいと違って、人工肛門というのは外側からは全く分からないんですね。ただ、一つそれが分かるとすれば、トイレを使うときに多目的トイレを使うということであつたりとか、におい

というものであったりということが挙げられるのかなと思います。

オストメイトの方が付けられる袋、蓄尿袋とか蓄便袋というふうな言葉で手帳といいますか制度の手続きをすることを御存知でしょうか。その言葉が受けるネガティブなイメージで、私は制度を利用しないという方を、妻が他のそういう状況の方と話される中で多く聞いてきました。言葉っていうのは本当に小さなことでありますけれども、でもそれがきっかけでそういうふうなサービスに結びつかないという方もいらっしゃるというところがありますので、やはり、先ほど、人との会話のコネクティングという話もありましたけれども、どうやったら、お互いがよりハードルを下げてわかり合えるような社会にしていけるのかな、というふうにもこれから考えていければいいのかなっていうふうに思っております。

最後に、このコロナがもたらしたものとして、やはり人と人との交流機会が減少する、あるいはその交流が不安になるということがありますし、これから先もその状況というのは続いていくと思いますので、その不安を、どう少しでも軽減していくのか。そのためには、やはり一人一人の意識はより強く求められると思いますし、その意識啓発の先頭に、ぜひ、行政の方々には担っていただきたいなというふうに思っております。

先ほど道の取り組みがありましたけれども、その中で啓発活動の推進についても伺いました。ただ一つ残念だったのは、大体こういうふうなものを掲げていくときに項目として挙げていただくんですけども、実績ベースでも併せてやはり挙げていただきたいかなというふうに思います。例えばDVDを貸し出すようになったというところがあったとしても、大事なことはDVDを貸し出せるようになったことではなくて、貸し出したDVDが多くの方々の目に、耳に止まるということがやはり大事なのかなというふうに思いますし、その件数が伸び悩んでいるんだとするならば、どうしたらいいかっていうことをこういう場も利用して、みんなで考えていく必要があるのかなっていうふうに思います。私からの話は以上になります。ありがとうございました。

(保健福祉部長)

はい、ありがとうございました。続きまして、日置様よろしくお願ひいたします。

○日置委員発言

今、鈴木さんから自己開示があった後なので、できるだけ大きな声で話そうと思います。

私は、立場としては、重度の障がいがあり全介助の29歳になる娘がいて、親の会から立ち上げたNPOを釧路で運営しているという親の立場と、サービス事業者のサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者っていう、障害福祉サービスの人材の育成を長く関わっていることと、あと自分のライフワークになっているのは、若者たちの支援、自立援助ホームやスクールソーシャルワーク含めて、障がいのあるなし関係なく、生きづらさを抱えた若者の支援をやっているという活動の、三つの立場があるんですけど、今日はその中でも主に、三つ目のライフワークとしてやっている若者たちの支援から障がいの分野に当てはまる場所をお話しようと思います。

ケアラーの話は大久保さんからあったんですけど、私自身が29年と長くケアラーをやっているんで、今回道から来たアンケートに実は自分で答えたんですけど、相談支援事業所のスーパービジョンも自分の法人でやっているんで、「こんなアンケートがきたよ」っていう事で、うちのスタッフが持ってきて、ケアラーに頼まなきゃいけないと言われたので、「私書こうか」って言ったんですけど、それまでうちの職員は、私がケアラーであることを意識してなかったですね。

それで、自分自身も言われないとわからないっていうくらい当たり前のことになってしまったので、それだけケアラーの問題って根深いんだと思います。本人も気づかないところで、当たり前になっているところも感じています。

先ほど、北澤さんがおっしゃっていた、病院で、医療職の人がうちの娘は言葉もしゃべれないので、もちろん話し掛けてくれないんですよ。私にみんな話し掛けるんですけど、でも親としての私

は、やはり本人を1人の人間として見て欲しいと思うので、言葉は発せられなくても感じることはできるから、話して欲しいなっていつも思っています。言うときもあるんですけど、なかなかわかっていただけないという実態も感じたりしています。

そういう話は置いておいて、今日は若者たちの話をしたいと思います。課題が3点あると思っていて、一つは見えない障がいですね。発達障がい、軽度の知的障がい、見えないボーダーの障がいのある方たちの問題と、もう一つは、親御さんが精神障がいを抱えている、さっき大久保さんから本の話がありましたけど、親御さんが精神障がいを抱えていて子育てが大変だっという問題と、あとそういった環境で育ったがゆえに、暴力被害の後遺症が青年期に残ってしまって、それが精神障がいの形になって長年苦しんでいくという、三つが全部絡み合っているのが現状だと私は思っています。

私は、自立援助ホームのホーム長をやり始めて3年半ぐらい経つんですけど、定員6名のところに対して今15名、制度外も含めて10代の子15名と関わってきたんですけど、そのうち、診断を受けていた、援助ホームっていうのは児童福祉法の制度なので、本来障がいサービスではないんですが、そこであっても、15名の中で診断を受けてきた子が11名いました。問題行動を抱えている子は全員でした。あと、親の精神疾患の問題がある子は6名、半分くらいですね。あと他の施設やサービスを経由して行き場がなくてきた若者が6名くらいいました。もうちょっといたかな。半分ぐらいいました。

それだけ行き場がなくて、本来であれば自立援助ホームっていうのは、自立をするための社会的養護の仕組みなので、安い下宿に面倒を見てもらってお金を貯めて仕事をして社会に出ていくっていう仕組みなんですけれど、そこに来る子が、実際はどこにも行き場がなくて、問題行動を起こしてしまって、親にも支援が受けられず、他のサービスも当てはまらないっていう子が来ている実態が今の障害福祉サービスというか、子どもの支援の課題なのかなというふうに思っています。

結局、援助ホーム自体は20歳になると対象から外れてしまうので、そのあと、行き場がないので、うちの自立援助ホームの場合は、制度外でそのまま下宿としてお預かりすることとか一緒に生活していくことができるので、引き続き支援をしているんですけど、そうじゃなければ本当に社会に放り出されてしまうような状況で、無理やりと言えれば変ですけど、障がいの範疇に入れてしまえば、障害福祉サービスを使うことができますんですけど、それは御本人たちにとっては本意ではないんですよ。本当に受けたい支援は、その障がいとしての支援ということよりも、当たり前で生活や人生を送れなかったことのやり直しなので、それをわざわざ障がいっていう認定を受けるといことへの自己肯定感の問題とか、社会からどう見られ、どう扱われるかっていうことに対する悔しさみたいなものをすごく感じるので、そういうのがなくても必要な支援が受けられるようになって欲しいなというふうに思います。

そんな実態を目の当たりにしているので、私が必要だと思うのはいくつかあるんですけど、一つはやはり子育て支援ですね。小さな頃から育てにくい子どもを持った親御さん、あるいはお母さんが育てにくさを感じて子育てが大変だっという場合に、お母さんに力があれば頼れるんですけど、普通のサービスは親が行かないと使えないので、力が弱いお母さんは自分で抱え込んでしまったり、恥ずかしいと思うからこそ支援が繋がってもそこを拒絶してしまうっという実態があるので、丁寧に寄り添ってもらって、ジャッジをされない、受け入れてもらえる子育て支援、そして子どもの特性をちゃんとわかってくれて支援してくれる、小さい頃から親も一緒に支援する、生活の支援の場っていうのがすごく足りないんで、生活支援の場が必要になっていくのが一つです。

それと、青年期以降はどうしても生活の場がグループホームになってしまうんですけど、グループホームは職員が入れ替わったり、同じ人がずっと見ているわけではないので、そういったいろいろな問題行動を抱えていたり対応が難しい人だと人を信頼するのが難しいので、人が替わったりする中では落ち着いて生活がどうしてもできないので、不適応を起こしてしまったりまた問題を起こしてしまったり、私の自立援助ホームでは少年院から戻ってきた子も3人いるんですけど、そういう反社

会的な本人が悪い、みたいなことになってしまいがちですので、もっと本人に合った家庭的な、連続して同じ人がかかわるような仕組みっていうのがやはりないので、それが必要なというふうに思います。

それは同時に支援者のバーンアウトの問題もありまして、そういった若者たちや子どもたち、お母さんたちはすごく排除されてきただけに他者に対するエネルギーも強いので、支援者が関わっているうちにとてもネガティブな気持ちになってしまって、それを抱えきれなくなってまた、支援者との関係も悪くなり、御本人がまた辛くなるっていうことの繰り返しになってしまうので、やっぱり支援者の処遇の保証の問題であるとか、専門職の育成みたいなものも、すごく重要だというふうに思います。

最後に、今日私がお話しているのは、たくさん当事者の若者に会ってきたからこそ言える話なので、そういった実態があまり知られていないっていうのが多くあります。私は今、当事者の若者に支援というよりは活動を一緒にやっていて、若者たちが自らの経験だとか、自らが大変な中で培った社会を見る目みたいなものを発信する活動をずっとやっているんですけど、そういったものは支援者の方からも、早く聞きたかったとか一緒に話すことでよくわかったというのが、要は支援の立場を超えた中で一人の市民同士として話をするということだと思えるんですけど、そういう機会が必要かなと思っています。

今コロナ禍で、リモートでの研修を多くやるようになってよかったかなと思っているのは、これまで当事者発表っていうのも研修の中で取り組んできたんですけど、やはりその場に来て登壇して大勢の人の前で話せる方しか発表してもらえなかったんですけど、コロナになったらインタビューがZOOMでできるようになって、聴衆がいない中で一対一でお話を気軽に聞いた録画を皆さんに見てもらっていうことができ、あと、札幌に来られなくても地方の人も参加できるので、そういうことをやってみたら、受講者の方からもこういう話が聞きたかったっていうお話をいただいたので、当事者の話を聞く機会を作っていくっていうのが、今後大事かなと思っています。

こうした取り組みっていうのは、差別解消法もそうですけど総合支援法もそうですし条例も障がいのある方が幸せに暮らすっていうよりも、障がいのある方もない方も全ての人が、っていうところに私は一番意味があるかなと思っているので、今一度障がいのある方へ何かするっていうよりも、誰にとっても住みやすいついていうまちづくりをどうやったら進めていけるか、ということをご一緒に考えていきたいかなと思っています。以上です。

(保健福祉部長)

大変ありがとうございました。ただいま4名の委員の皆様方からお話をいただきました。もし、各部の方で何かお話しすることがあればと思いますがいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

本日は、合理的な配慮の関係、ケアラーの関係、ワクチンの関係、あと、共生社会の関係など、様々な御意見を頂戴いたしました。

関係部で今日いただきました貴重な御意見をしっかりと受けとめさせていただきまして、しっかり様々な施策に取り組んで参りたいと考えてございます。

それでは知事の方から最後にコメントいただければと思います。よろしく願いいたします。

5 知事閉会コメント

(知事)

今日は皆さんに大変貴重なお時間をいただきまして、それぞれ専門的に関わられている中で、また実際御自身が経験をされる中で、様々な御意見をいただきました。

私も北海道に来る前に、東京都の職員をやっておったのですが、難病の方のレスパイト入院の調整の担当を4年ぐらいやっています、24時間人工呼吸器を装着して寝たきりの方を介護されている方々の、そういった入院ですね、医療的ケアが常時必要ですから、痰の吸引をはじめとして、

大変な御負担が日常的にある中で、例えば、御家族と1年に1回どこかにお出かけをする、例えば、小児の難病の方で御兄弟がいる等でどうしてもケアが必要な中で、みんなで一緒に本当は行きたいんだけど、一時的に入院をした中でそういった家族の時間を作るとかですね。

東京都1300万都民で、電話を受けるのは私1人という状況でしたので、各保健所から連日、御相談のお電話をいただいて、大体その担当者っていうのは精神的に追い詰められて、お休みになる方が多くて、私も多分最長の期間勤めた担当だったと思いますけれども、毎日、朝から夜まで御相談を受けて思ったのは、お話をお伺いする中で、分かって欲しいと、今の大変な状況を理解して欲しいという中で、1時間2時間、お話を聞く中で、少し気持ちが整理されたりということもあるということも実感をしましたし、また、その患者団体の方々、御家族の方のお話をお伺いする中で、正直、私も、そういった方々が、実際に自分の家族等で身近にいない中で、どこかそういう遠い話でしたけれども、皆さんから直接お話を聞いて御家族の大変な状況を毎日お伺いする中で、やはりそういった視点、またその考え方っていうことを、多くの方が理解することが大事だと思いました。

また、そのあとは療育の病院で働いていましたので、また先ほどお話ありましたが子どもたちですね、療育の通園もやっていたので、そういう障がいのあるお子様をお持ちの親が、本当に悩みながら、ただ一方で通園を通して同じ悩みを持っている方と出会ったり、また当たり前なことですけども、障がいを持った持たないにかかわらず、子どもたちの成長を共に喜び合ったり、また課題にぶつかり合った時に、手を差し伸べてくれる方がいるということで、非常にお父さんお母さんが助かったと、こういうお話も直接聞いてきました。

ただか私は10年弱位しか、そういった仕事はしていませんでしたが、北海道は広い中で179の市町村がございますし、コロナの話も先ほどありましたけれども、コロナ禍だからこそ気づかされたこと、また、前向きに取り組めそうだなということがわかったこともありましたけれども、やはり全体をとおして言うと、そういった障がいのある方、ない方の中で、先ほど御意見もありましたけれど、こちらから言って欲しいけど言えないんだよっていう話だとか、例えば、私もコロナの記者会見で手話の方に同席をいただいて、記者会見させていただきました。今は知事が会見すると当たり前のように手話通訳がついていますけれど、あれを北海道で始めさせていただいて、コロナが早く感染拡大したっていうのもあったんですが、今ではリアルタイムで手話でお伝えをするっていうのが、北海道だけじゃなくてかなり全国的に知事の会見とかでやるようになったと思っています。

それは、行政側が情報発信をする際に、そういった視点っていうのを絶えず持ちながら、皆さんに情報をお届けするということが必要だと思っています。積極的にこの合理的配慮の話がそれぞれありましたけれども、民間企業の皆さんに行政が当然けん引していかなきゃいけないということもあるんですけども、民間企業の皆さんにも、積極的に働きかけをしてそういった動きをつくってほしいと思っています。

また、これには今日、関係する部長が出席しています。本当に広範にわたって行政の仕事というのはございますので、保健福祉部が今この会議自体の所管になっていますが、全ての部署でそういった視点を持ちながら、理解を図っていくということが重要だと思っています。

先ほどワクチンの接種の話がございましたけれども、障がいのある方、ない方にかかわらず、希望する方々がしっかりと接種できる体制、これが極めて重要な視点です。ワクチンの全体量が限られた中で、そもそも希望する方が十分に打てる体制が構築されないという、当初の状況もありましたけれども、これは今回コロナウイルスの話でこういったことになりましたけれど、また新たな感染症や先ほど地震の話もありましたけれども、そういった緊急対応においてその障がいのある方、ない方にしっかりと必要な情報をお届けしていく、そのことも、このコロナ禍で気づかされたと思っています。

ケアラーの方々に対する調査、これは国の方もいろいろやっていますけれども、北海道でもこれをしっかり力を入れてやっていきたいというふうに思っています。調査を実施させていただいて、御回答もいただいたということでありがとうございます。やはり、当たり前なことだということにとらえていたという方も多かったですし、また障がいのある方のケアラーの方については、特にケアの時間

ですね、9時間以上という方が4割ということであります。こういった結果も得られました。そうした方々への支援、この必要性、これが調査によって明らかになったというふうに思っています。そもそも今ケアラーということで、テレビですとか新聞でも取り上げてくださって、皆さんの認知度は上がってるというふうに思うんですけど。これは条例を制定をした上でみなさんに対して知っていただいて、またその地域と協力をしながら、ケアラーの皆さんを支えていくということを推進した中で、誰もが暮らしやすい地域、そういったものを作っていきたいと思っています。

今日、様々大変貴重な御意見いただきました。率直な御意見をいただいたことを、我々としてもしっかり受け止めて、この全庁を挙げた取り組みに生かしていきたいと思っています。

なかなかテレビカメラもあって、ちょっと堅苦しい感じというか、ここで言えなかった、あ、これ言うの忘れたとかですね、結構会議の時ってそういうことがありますので、そういったこともメールですとか、気づいた時に御示唆いただいて、とにかく気づきが大事だと思いますので、我々の対策にこれは生かせそうだなということでお気づきの点、また、この場面にかかわらず、教えていただければ大変ありがたいと思っています。これからもぜひ皆さんに御協力いただければと思います。本日は本当にありがとうございました。

6 閉会

(保健福祉部長)

本日は誠にありがとうございました。いただきました御意見を踏まえまして、今後とも各部がしっかりと連携を図りながら、施策の取組をさせていただきたいと考えてございます。

予定の議事はすべて終了いたしました。以上をもちまして本日の会議を終了いたします。御多忙の中、御出席いただきありがとうございました。